

中学校社会科現代史学習における 竹島に関する学習の教授書開発の意義と指導の方向性

大島 悟*

Satoru OSHIMA

Significance and Teaching Policy of Teaching Development of Teachers' Manual about Takeshima in Modern History in Junior High School Social Studies

ABSTRACT

本研究は、中学校社会科歴史的分野の現代史学習における竹島に関する学習の教授書を開発するために、①学習指導要領における領土に関する教育の位置づけや竹島に関する教育の現状や課題を踏まえ、現代史学習において竹島に関する学習の教授書開発を行うことの意義を見出すこと、②領土に関する教育についての先行研究を検討した上で、竹島などの領土問題を扱う際の指導の方向性を見出すことを目的としている。

①について、学習指導要領の内容構成から、中学校社会科歴史的分野における現代史学習での竹島に関する学習の充実が必要である。ただ、島根県内の中学校を対象とした調査によると、現代史における竹島に関する学習については、個別的知識を習得する学習に偏りがあり、概念的知識の獲得や問題の背景となる日韓交渉まで踏み込んだ学習はほとんどされていない。この時代を扱った竹島に関する学習の実践研究も現状ではほとんどないことから、現代史学習での竹島に関する学習の教授書を開発することの意義は大きい。②について、島根県や学習指導要領が求める我が国が正当に主張する立場で指導する方向性に対して、先行研究からは日本の主張を正当なものとして伝授するのではなく、日本と韓国の主張を両論併記論の考え方で指導する方向を提唱している社会科教育研究者が多い。しかし、この方向に基づいた実践研究を検討すると、両論併記論であることから日本が正当に主張する立場への認識や領土問題の重大性への理解が不十分になるということや、平和的な解決に向けた国民としての視点が十分踏まえられていないという課題がみられた。この課題を克服するため、指導の方向性を「我が国が正当に主張している立場を正しく認識したうえで、韓国の主張も取り上げて領土問題の背景について多面的・多角的に認識できるようにするとともに、韓国との友好関係にも目を向けながら、平和的な解決に向けた韓国の人々との対話の可能性について粘り強く考えていける子供を育てる指導」とし、今後の教授書開発を進めていく。

【キーワード：中学校社会科、領土に関する教育、竹島に関する学習、現代史学習】

はじめに

平成17年の「竹島の日を定める条例」の制定¹⁾をきっかけに、島根県においては竹島問題の解決に向けた様々な取組が行われてきた。学校教育の面では、竹島問題について正しく知り、問題解決に向けた価値判断を行い、解決に向けた意欲を高めることにつながるような児童生徒用資料²⁾が複数作成され、学校現場での授業に用いられるようになった。筆者もその作成に関わった「領土に関する教育ハンドブック」(島根県教育委員会 2014)³⁾は、豊富な資料と指導事例を掲載し、北方領土問題等を含めた領土に関する教育の充実と教員の指導力向上のための指導者用資料として活用されている。このような島根県の取組は、全国の指導主事を対象とした領土に関する教育の研修会⁴⁾が島根県で毎年のように開催されるなど、国の教育施策にも一定の影響を与えている。

そのようななか、平成29年3月に告示された次期学習指導要領において、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領ともに竹島が我が国固有の領土であることが明記

された。今回明記された内容に関わる領土問題についての学習は、平成32年度の全面実施を待たずに、移行期間である平成30年度より実施することとされ⁵⁾、竹島などの領土問題に関する学習の充実が、全国的にも一層求められる。ただ、島根県教育委員会が実施している竹島に関する学習状況調査⁶⁾によると、竹島に関する学習を実施する上の課題として、次のような声が指導者から寄せられている。1点目は、我が国と相手国の主張が対立しており、歴史的、国際法上共に双方の主張がかみ合っていない複雑な問題について、どのように子供たちが認識できるようにするかということ、2点目は明確な解決策が見つかっておらず、現在も解決に向けた取組が進行中の問題に対して、子供たちがどのように解決に向けた意欲をもてるようにするかということ、3点目は、我が国の正当な立場で指導することにより、相手国に対する排他的な感情が生じることが懸念されることなどである。

また、このような領土問題についての子供の認識形成や態度形成に関わる課題に加え、我が国の正当な立場で

* 島根大学大学院教育学研究科教育実践開発専攻

指導することを求める学習指導要領の立場を絶対視しない立場から、国の主張をも問題の対象として捉え、子供たちに公正な判断を保証していこうという方向で指導すべきであるという研究もみられる⁷⁾。竹島などの領土問題の指導の在り方についても、様々な考え方があ

る。本研究は、竹島に関する学習をめぐるこのような課題を踏まえ、中学校社会科歴史的分野の現代史学習⁸⁾において、竹島に関する学習の教授書を開発することをめざし、①学習指導要領における領土に関する位置付けや、アンケート調査に基づいた中学校社会科現代史学習における竹島に関する学習の現状や課題について考察することにより、現代史学習において竹島に関する学習の教授書開発を行うことの意義を見出すこと、②これまでの島根県の取組や領土に関する教育についての先行研究から、竹島などの領土問題に関する学習の指導の在り方を

検討し、指導の方向性を見出すこと、の2点を主たる目標とする。

I. 題材設定の理由～現代史学習で竹島に関する学習の教授書開発を行う意義～

1. 現代史学習における領土に関する教育の充実の必要性

前述したように、竹島などの領土問題の学習については、認識形成と態度形成の両面に関わる課題があることから、小学校から中学校にかけて、段階的・計画的に指導していく必要がある。小学校から中学校にかけての竹島に関する学習が学習指導要領にどのように位置付けられているかを、平成29年6月に公表された『小学校学習指導要領解説社会編』、『中学校学習指導要領解説社会編』から整理したのが、次の表1である⁹⁾。

表1 学習指導要領に位置付けられた小中学校社会科における竹島に関する学習の内容構成

<p>中学校社会科</p>	<p>〔公民的分野〕「D 私たちと国際社会の諸課題 (1) 世界平和と人類の福祉の増大」</p> <p>領土（領海、領空を含む。）については、地理的分野における「領域の範囲や変化とその特色」、歴史的分野における「領土の画定」などの学習の成果を踏まえ、国家間の問題として、我が国においても、固有の領土である竹島や北方領土（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島）に関し未解決の問題が残されていること、領土問題の発生から現在に至る経緯、及び渡航や漁業、海洋資源開発などが制限されたり、船舶の拿捕、船員の抑留が行われたり、その中で過去には日本側に死傷者が出たりするなど不法占拠のために発生している問題についての理解を基に、我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であること、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることを、国家主権と関連付けて理解できるようにする。なお、我が国の固有の領土である尖閣諸島をめぐる情勢については、現在に至る経緯、我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であることについての理解を基に、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことを理解できるようにする。</p>
<p>〔地理的分野〕「領域の範囲や変化とその特色」</p> <p>竹島や北方領土（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島）について、それぞれの位置と範囲を確認するとともに、我が国の固有の領土であるが、それぞれ現在韓国とロシア連邦によって不法に占拠されているため、竹島については韓国に対して累次にわたり抗議を行っていること、北方領土についてはロシア連邦にその返還を求めていること、これらの領土問題における我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であることなどについての的確に扱い、我が国の領土・領域について理解を深めることも必要である。</p>	<p>〔歴史的分野〕「領土の画定」</p> <p>「領土の画定」では、ロシアとの領土の画定をはじめ、琉球の問題や北海道の開拓を扱う。その際、北方領土（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島）が一貫して我が国の領土として国境設定がなされたことについても触れるとともに、竹島、尖閣諸島については、我が国が国際法上正当な根拠に基づき正式に領土に編入した経緯にも触れ、これらの領土についての我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であることを理解できるようにする。</p>
<p>小学校社会科</p>	<p>第5学年「我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲」</p> <p>領土の範囲について指導する際には、竹島や北方領土（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島）、尖閣諸島は一度も他の国の領土になったことがない領土という意味で我が国の固有の領土であることなどに触れて説明することが大切である。</p> <p>また、竹島や北方領土の問題については、我が国の固有の領土であるが現在大韓民国やロシア連邦によって不法に占拠されていることや、我が国は竹島について大韓民国に対し繰り返し抗議を行っていること、北方領土についてロシア連邦にその返還を求めていることなどについて触れるようにする。さらに、尖閣諸島については、我が国が現に有効に支配する固有の領土であり、領土問題は存在しないことに触れるようにする。</p> <p>その際、これら我が国の立場は、歴史的にも国際法上も正当であることを踏まえて指導するようにする。</p>

義務教育段階における領土問題に関する学習は、表1のように、小学校の社会科の学習で我が国の領土問題に触れ、中学校社会科の地理的分野と歴史的分野において我が国の領土問題の現状や問題の歴史的背景を知り、公民的分野で国家主権という概念に基づいて認識を深めるという内容構成に基づいて行われることが基本となる。

ただ、竹島に関する学習の充実という面からいうと、学習指導要領解説社会編に基づくこの構成には、歴史的分野の学習で扱うべき内容が公民的分野に位置付けられているという点で課題があると考えられる。具体的には次のとおりである。

表1にあるように、中学校社会科歴史的分野の竹島に

関する学習について、解説に竹島が明記されているのは、「領土の画定」についてのみであり、ここでは1905年に竹島が国際法上正当な根拠に基づいて領土に編入されたことを扱うこととなる。歴史的分野の解説には、竹島問題の発生やその後の経緯を理解するための学習内容である、1951年のサンフランシスコ平和条約前後の状況や、その後の日韓関係などの現代史学習についてはほとんど触れられていない¹⁰⁾。

一方公民的分野では、地理的分野における「領域の範囲や変化とその特色」、歴史的分野の「領土の画定」などの学習の成果をふまえて、領土問題の発生から現在に至る経緯等の理解、漁業や海洋資源開発の制限、船舶の拿捕、船員の抑留、日本人の死傷者など、不法占拠によって起こっている問題の理解など、戦後に起こった歴史的事象を基に学習することとされている。学習指導要領解説編では、これらの戦後の歴史的事象について、国家主権という概念に関連付けて、公民的分野で扱うように想定されている。

しかし、同じように国家主権が侵害されている竹島問題と北方領土問題であるが、その発生から現在に至るまでの経緯や、不法占拠によって起こっている問題の様相は異なる面が多い。例えば、「船舶の拿捕、船員の抑留、日本人の死傷者など」について、李承晩ラインの宣言後に始まった日本漁船の大量拿捕は竹島周辺ではなく、済州島周辺を中心とする東シナ海や黄海で多発している。竹島を占拠した韓国人による海上保安庁巡視船への銃撃・砲撃事件は1953年と1954年に起きているが、竹島周辺での死傷者は出ていない¹¹⁾。また、日韓国交正常化により李承晩ラインが消滅したことにより、拿捕や抑留などの問題は現在まで続く問題ではなくなった。一方、北方領土周辺では、平成18年にも、ロシアによる日本漁船への拿捕・銃撃事件が発生し、乗組員が死亡するなどの事件が近年に至るまで発生している¹²⁾。これらの問題は、内容的にも相手国に対しての反感が生じやすい事象であり、誤解が生じないように、竹島問題と北方領土問題をきちんと区別し、歴史的分野の現代史学習において、歴史的事象と関連付けながら丁寧に扱っていく必要がある。

以上のことから、中学校学習指導要領解説社会編の公民的分野に記載されている竹島問題、北方領土問題に関する学習については、公民的分野の学習ではなく、歴史的分野の現代史学習において、次のように行っていくことが適当であると考えます。

- （竹島問題）問題の発生から現在に至る経緯や不法占拠によって起こっている問題等について、サンフランシスコ平和条約前後の日韓関係の状況やその後の日韓交渉の状況など、戦後に起こった歴史的事実と関連付けて考える学習。
- （北方領土問題）ロシアが北方領土領有の根拠としているカイロ宣言や終戦後のソ連の侵攻、日ソ国交回復、現在の日口交渉などと関連付けて考える学習。
現代史におけるこれらの学習を充実させていくこと

が、歴史的分野で扱うべき内容が公民的分野に位置付けられているという学習指導要領の構成上の課題を克服し、段階的・計画的な指導が求められる竹島に関する学習の改善・充実につながると考える。

2. 現代史学習における竹島に関する学習の現状と課題

(1) 調査の方法

それでは、竹島問題の発生から現在に至る経緯や不法占拠によって起こっている問題等について、サンフランシスコ平和条約前後の日韓関係の状況やその後の日韓交渉の状況など、戦後に起こった歴史的事実と関連付けて考えるような学習が、学校現場においてどの程度行われているのだろうか。その現状と課題を把握するため、島根県内の中学校を対象にアンケート調査を実施した。

調査では、戦後の竹島に関する学習の項目、その背景となる戦後の日韓関係に関する学習項目を作成して島根県内の公立中学校98校に郵送し、平成29年度第1学期における学習の実施の有無を各中学校の担当教員に電子メールで回答してもらう方法をとった。各学校における詳細な学習状況を把握するのではなく、今後想定される学習項目について、学校現場でどの程度行われているか、その概要を把握することを目的とした。

本調査の回答数等は以下の通りである。

郵送時期：2017年5月

回答返送期間：2017年7月～8月末

回答数：88校（回答率89.8%）

(2) 調査項目の作成

調査する学習項目の作成にあたっては、次の3点に留意した。

- ①竹島問題の発生から現在に至る経緯等について、サンフランシスコ平和条約前後の日韓関係の状況やその後の日韓交渉の状況など、戦後に起こった歴史的事実と関連付けて学習することを想定し、該当する学習範囲から学習内容を検討し、項目を設定した。
- ②現行の教科書に記述してある事項に加え、教科書には記述していないが教材会社が作成している歴史資料集や島根県が作成した独自資料を活用して、中学校段階において指導が可能であると思われる学習内容を検討し、項目を設定した¹³⁾。
- ③今後の教授書開発のためには、知識の構造化による単元計画の作成が必要になることから、学習によって獲得される知識の質を、個別的知識、概念的知識、価値的知識に分類して項目を作成した。なお、知識の質は、これまでの島根県の中学校社会科で進められてきた研究を踏まえ、次のア～ウに分類した¹⁴⁾。
 - ア。「いつ、どこで、誰が、何を、どのように」といった問いにより、資（史）料を基に事実を考察することによって獲得される個別的知識に関するもの。
 - イ。「なぜ、どうなるか」といった問いにより、社会的事象の原因、結果、意味などを考えることにより獲得させる概念的知識に関するもの。
 - ウ。「良いか・悪いか、望ましいか・望ましくないか、

なぜそう言えるのか、いかに～すべきか」といった問いにより、社会的事象を評価し判断することによって獲得される価値的知識に関わるもの。

このような点に留意して作成した調査項目が、次の表2と表3である。表2は、現代史学習における竹島問題に関する学習項目であり、このうち、①～⑦は個別的知

識に関するもの、⑧⑨は概念的知識に関するものである。また表3は、現代史学習における日韓関係に関するの学習項目であり、このうち、①～⑧は個別的知識に関するもの、⑨⑩は概念的知識に関するもの、⑪は価値的知識に関するものである。

表2 現代史学習における竹島に関する学習項目

①	サンフランシスコ平和条約締結に向けて、韓国は連合国、戦勝国の一員として講和会議に参加できるようアメリカに働きかけたが、実現しなかった。
②	サンフランシスコ平和条約を準備していたアメリカに対して、韓国が「日本が放棄する島に竹島を加えて欲しい」と願い出たが、アメリカは韓国の要求を拒否した。(ラスク書簡)
③	1952年1月、サンフランシスコ平和条約が発効する前に、韓国は李承晩ライン(海洋主権宣言)を宣言して、竹島をライン内に取り込んだ。
④	1953年、韓国は、日本の巡視船に発砲するなどして竹島を不法に占拠した。韓国は以後、竹島に灯台を設置し、海洋警備隊を置いて監視を始めた。
⑤	韓国による竹島の不法占拠に対し、日本政府は竹島問題を国際司法裁判所に提訴することを提案したが、韓国はこれを拒否した。
⑥	1965年の日韓基本条約では、竹島問題は解決されなかった。
⑦	1999年に発効した新日韓漁業協定では、「暫定水域」を設定することで合意して現在に至っているが、一部を除いて日本漁船が漁を行えない現状である。
⑧	1952年1月、サンフランシスコ平和条約が発効する前に、韓国が李承晩ライン(海洋主権宣言)を宣言した背景。
⑨	戦後の竹島問題に関わる諸事象を関連付けた、竹島問題の考察。

表3 現代史学習における日韓関係に関する学習項目

①	第二次世界大戦の終戦時に日本に住んでいた朝鮮出身者の多くは終戦後すぐに朝鮮半島に帰国したが、朝鮮本国での生活基盤を失っていたことから日本に残留する人々も多くいた。
②	1948年に大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国が成立した。
③	1950年に朝鮮戦争が始まった。
④	1951年にサンフランシスコ平和条約を結び、日本は独立を回復した。
⑤	1965年、日本は韓国と日韓基本条約を結び、韓国と国交を正常化した。
⑥	1965年の日韓基本条約をめぐる、日韓両国内で激しい反対運動が起こった。
⑦	1965年の日韓基本条約では、韓国併合条約がいつから「無効」なのかということについて、日韓双方の歴史認識からの解釈が可能である表現となり、問題が先送りされた。
⑧	1965年の日韓基本条約と同時に結ばれた協定により、日本が韓国に経済協力を行うことになり、個人への補償は韓国政府に委ねられた。
⑨	1965年の日韓基本条約の背景。
⑩	1965年の日韓基本条約の意義や課題。
⑪	1965年の日韓基本条約についての価値判断。

(3) 調査の結果

表2の現代史学習における竹島に関する学習項目の調査結果について、次の図1は個別的知識の獲得に関わる学習項目、図2は概念的知識の獲得に関わる学習の実施状況（この項目について実施したと回答した学校の割合）をまとめたものである。

表3の現代史学習における日韓関係に関する学習項目の調査結果について、次の図3は個別的知識の獲得に関わる学習項目、図4は、概念的知識及び価値的知識の獲得に関わる学習の実施状況をまとめたものである。

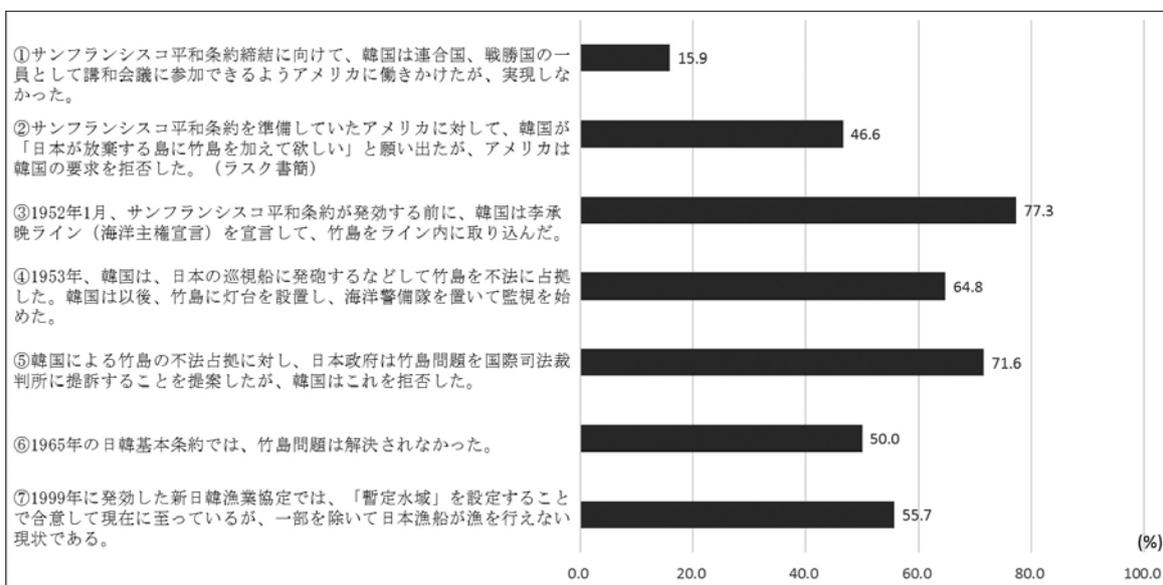


図1 現代史学習における竹島に関する学習項目（個別的知識）について、実施したと回答した中学校の割合

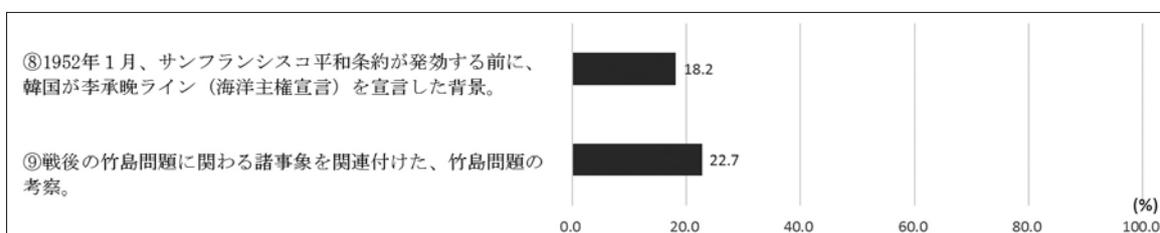


図2 現代史学習における竹島に関する学習項目（概念的知識）について、実施したと回答した中学校の割合

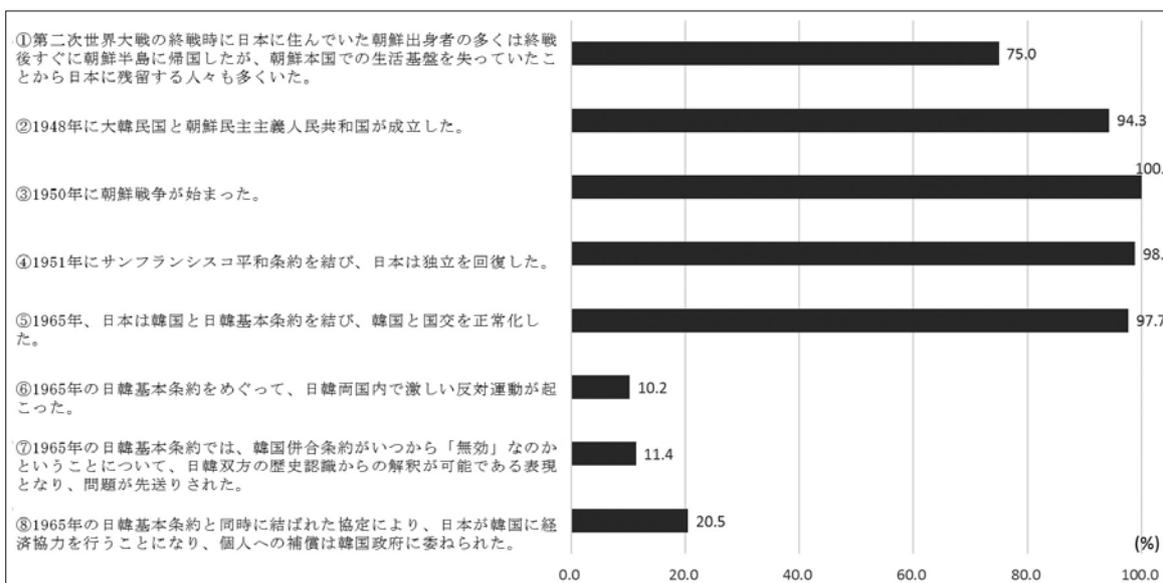


図3 現代史学習における日韓関係に関する学習項目（個別的知識）について、実施したと回答した中学校の割合

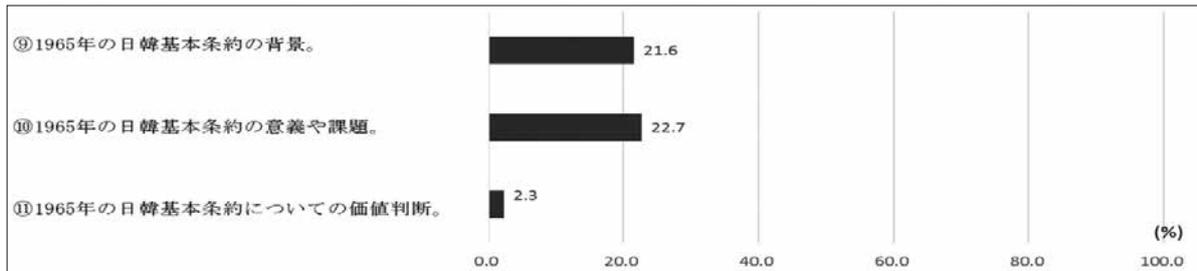


図 4 現代史学習における日韓関係に関する学習項目（概念的知識及び価値的知識）について、実施したと回答した中学校の場合

これらの図から、現代史学習における竹島に関する学習及びその背景となる戦後の日韓関係の学習について、次のような現状がみられた。

○図 1 より、韓国による竹島の不法占拠に直接的に関係する③～⑤の学習項目の実施率は高いが、①、②の韓国の不法占拠に至るまでのサンフランシスコ平和条約前後の動き、⑥、⑦の韓国が不法占拠したあとの日韓基本条約や日韓漁業交渉など、問題発生の前後的学習項目の実施率は低い。

○図 3 より、日韓基本条約が1965年に締結されたという事実に関する学習の実施率は高いが、⑥～⑧の条約締結時の状況やその内容に関わる学習の実施率は低い。

○図 2、図 4 より、それまでの学習で身につけた個別の知識を連ねて考察することによって得られる概念的知識の獲得に関する学習の実施率は低い。

○図 4 の③より、竹島問題が現在まで解決されないままになっている背景となる日韓基本条約について、それまでの学習で身につけた個別の知識や概念的知識を活用して価値判断する学習はほとんど行われていない。

これらのことをまとめると、鳥根県の公立中学校においては、現代史学習における竹島に関する学習及び日韓関係の学習についての個別の知識の習得に関する学習には偏りがあり、概念的知識の獲得や竹島問題の背景となる日韓交渉まで踏み込んだ実践はほとんどされていないという現状であることがわかった。

(3) 現状の課題とその背景

この結果から、問題の発生から現在に至る経緯や不法占拠によって起こっている問題等について、サンフランシスコ平和条約前後の日韓関係の状況やその後の日韓交渉の状況など、戦後に起こった歴史的事実と関連付けて考える学習を進めて行く上で、現状には次のような課題がある。

○現代史における竹島に関する歴史的事象について、習得すべき個別の知識が断片的で、つながっていなければ、竹島問題を多面的・多角的に考え、問題の背景や意味についての概念的知識を獲得することが難しい。現状では、個別の知識の獲得に偏りがあるため、概念的知識の獲得が難しい状況である。概念的知識が獲得できていなければ、平和的な解決に向けて、根拠に基づいて考えることが難しくなる。

○日韓基本条約や日韓交渉に踏み込んだ学習はほとんどされていない。竹島の問題の発生から現在に至る経緯

については、問題発生後の日韓交渉や日韓基本条約をめぐる動きと関連付けて考えることは重要なポイントの一つであるが、現状においてはそれが難しい。

この背景として考えられるのは、現代史学習における竹島問題やその背景となる日韓関係に関する歴史的分野の教科書の記述が少ないことにある。現代史重視方針のもとで改訂された現行学習指導要領においては、歴史的分野の現代史学習について次のように記載されている¹⁵⁾。

〔内容 (6) 現代の日本と世界

イ 高度経済成長、国際社会とのかかわり、冷戦の終結などを通して、我が国の経済や科学技術が急速に発展して国民の生活が向上し、国際社会において我が国の役割が大きくなってきたことを理解させる。

(内容の取り扱い)

イについては、沖縄返還、日中国交正常化、石油危機などの節目となる歴史的事象を取り扱うようにすること。〕

結果として、現行の教科書においては日韓基本条約の扱いは非常に小さく、日中国交回復や沖縄返還など、他の事象と併せて学習するような構成となっている。

次期学習指導要領においては、領土に関する教育充実の方針のもとで、教科書の記載内容も変わると予想されるが、前述したように領土問題の発生から現在に至る経緯等の理解、漁業や海洋資源開発の制限などが公民的分野で扱うように位置付けられていることから、日韓基本条約や日韓交渉に関する歴史的分野の教科書の記述が大幅に変化するとは考えにくい。竹島に関する学習と日韓基本条約や日韓交渉と関連付けた学習が充実することについては、教科書の記載状況からは、今後も課題が継続すると思われる。

また、平成28度から使用が開始された中学校歴史教科書は、竹島などの領土問題に関する記述が大幅に増加したが、本調査の対象とした平成29年度の第3学年は旧版の教科書を使用しており、竹島問題についての記述は28年度に使用が開始されたものより少ない。それでも、図 2にあるように③～⑤の学習項目の実施率は高く、竹島の不法占拠に直接関する個別の知識についての学習は鳥根県内の多くの中学校で実施されている。これは、鳥根県の公立中学校においては、すべての中学校に『竹島学習リーフレット「竹島～日本の領土であることを学ぶ」』¹⁶⁾が配布され、授業で活用されているからであろう。

それでは、このような資料を用いずに学習している鳥根県以外の地域ではどのような状況だろうか。この調査は、鳥取県の公立中学校にも実施し、11校から回答を得た。表2にある「竹島に関する学習項目」の個別知識に関する①～⑦の実施率を比較したものが、次の表4である。

表4 現代史学習における竹島に関する学習（個別知識）の、鳥根県と鳥取県の実施率の比較

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
鳥根	15.9	46.6	77.2	64.8	71.6	50.0	55.7
鳥取	0.0	18.2	18.2	18.2	36.4	0.0	9.1

表4の結果から、鳥取県の中学校でこれらの学習が実施されている割合は、鳥根県の中学校に比べて全体的に低くなっている。鳥取県の中学校からの回答数が少ないので、厳密な比較はできないが、鳥根県以外の地域においてはこれらの学習項目の実施率は低くなる傾向にあると言ってよいだろう。鳥根県のように独自資料による学習手段がない地域においては、鳥根県に比べ、現代史学習における竹島に関する学習の課題は大きいと推測される。

3. 現代史学習における竹島に関する学習の教授書開発の意義

以上、述べてきたことを整理すると次のようになる。

(現代史学習における領土に関する教育充実の必要性)

○竹島問題について、問題の発生から現在至る経緯や不法占拠によって起こっている問題等について、サンフランシスコ平和条約前後の日韓関係の状況やその後の日韓交渉の状況など、戦後に起こった歴史的事実と関連付けて考える学習を充実させていくことが、歴史的分野で扱うべき内容が公民的分野に位置付けられているという学習指導要領の構成上の課題を克服し、段階的・計画的な指導が求められる竹島に関する学習の改善・充実につながる。

(現代史学習における竹島に関する学習の現状と課題)

○鳥根県の公立中学校においては、現代史学習での竹島に関する学習は個別知識の習得に関する学習に偏りがあり、概念的知識の獲得や竹島問題の背景となる日韓交渉まで踏み込んだ実践はほとんどされていない。このことは、竹島問題を多面的・多角的に考えたり、平和的な解決に向けて、根拠に基づいて考えたりする上で、大きな課題である。

このように、学習する上での必要性があり、なおかつ現状に課題を抱えることから、現代史学習における竹島に関する学習の教授書開発を行う意義は大きいと言える。

また、中学校社会科歴史的分野現代史学習における竹島に関する学習の実践研究は、管見の限り行われていないことも意義の一つである。

今回のアンケート調査からみられた課題を踏まえ、竹島などの領土に関する学習を行う際の指導の方向性を確

定した上で学びのゴールを設定し、必要な個別的知識や概念的知識の獲得に関する学習、価値的知識の獲得に関する学習を単元指導計画に適切に位置づけ、教授書を開発していく必要がある。本研究の過程で検討した学習項目（表2と表3）を基に、単元全体知識の構造化を図っていくことが、今後の教授書開発に向けた課題である。

II. 領土に関する学習の指導の方向性

1. 鳥根県における取組

次に、竹島問題などの領土問題を扱う際の指導の方向性を見出すため、竹島の学習を全国に先がけて進めてきた鳥根県の取組や領土問題についての実践研究についての主な先行研究を取り上げて検討を進めていく。まずは、全国に先がけて、竹島の学習の充実に取り組んできた鳥根県における取組を概観する。

鳥根県においては、身近な問題として竹島を取り上げた学習は行われていたが、竹島問題の教材化等の取組は進んでいなかった¹⁷⁾。平成17年の「竹島の日を定める条例」の制定をきっかけに、学校教育における竹島に関する学習の充実に向けての動きが本格的に始まった。

その先陣をきったのは、竹島が属する鳥根県の隠岐の島町である。隠岐の島町では、平成18年度にふるさと教育副教材「ふるさと隠岐」¹⁸⁾を作成し、平成19年度から隠岐の島町内の小中学校での使用を開始した。この資料には、鳥根県に設置された竹島問題研究会の研究成果に基づき、竹島と日本の関わりや歴史や領土問題の発生や現状、領土問題解決に向けた取組などが掲載されており、竹島問題についての認識を深めるための子供向けの本格的な教材としては、全国で初めて作成されたものである。また、李承晩ラインが宣言された後の昭和29年に竹島に渡った地元の漁民の日誌や問題の解決を願う隠岐の漁民の方の話などを取り入れ、竹島問題の解決に向けた意欲を喚起するための工夫もされている。この資料は、その後鳥根県が作成する資料にも大きな影響を与えている。

鳥根県においても、次の表5にあげた児童生徒向けの資料、教員向けの指導資料が作成・配付され、県内の小中高等学校・特別支援学校での活用が始まった。

表5 鳥根県教育委員会が作成した竹島に関する学習資料

平成21年 5月	『竹島学習副教材DVD』 小学校5年生の社会科、中学校社会科地理的分野での活用を想定し、竹島の位置や現在の様子、領土問題が発生したことによって起こっている問題などについて収録。
平成24年 2月	『竹島学習リーフレット「竹島～日本の領土であることを学ぶ」』 中学校社会科歴史的分野及び公民的分野での活用を想定した8ページのリーフレット。近代以降を中心とした竹島と日本との関わりや、竹島が韓国によって不法占拠されていることによって生じているさまざまな問題、竹島が我が国固有の領土である根拠、平和的な解決のた

平成 24 年 11 月	めに国民世論の喚起が重要であること、国際司法裁判所の提訴等について学ぶことができる。 『ふるさと読本「もっと知りたいしまねの歴史」』 小中学校の歴史学習での活用を想定した資料。古代から近代までの島根県内各地の歴史や文化を 22 のテーマで記述したなか「近世以降の竹島、鬱陵島」と題して、江戸時代から第二次世界大戦までの竹島や、鬱陵島と日本との関わりについて説明されている。
平成 27 年 3 月 (指導者 向け資料)	『領土に関する教育ハンドブック』 領土や領土問題に関する基本事項や領土に関する教育を推進する際の留意事項について確認する「概論編」、学年の発達段階に応じた授業等の実践や校内研修についての考え方を紹介する「事例編」、授業や啓発に活用できる「資料編(DVD)」から構成している。それぞれの事例は、これまで島根県内で行われた実践に基づいたものであり、各事例が1～2時間で取り組めるようになっている。資料編には、「ふるさと隠岐」の竹島に関する学習の部分も掲載している。

島根県教育委員会は、これらの資料を使った「竹島に関する学習を通して目指す子供たちの姿」「子供たちに身に付けさせたい竹島に関する知識等」を次のように示している¹⁹⁾。

- 竹島に関する学習を通して目指す子供たちの姿
 - ・竹島が我が国固有の領土であることを知っている。
 - ・竹島問題の解決を図ろうとする意欲をもっている。
 - ・竹島問題を解決するための自分なりの考えをもっている。
- 子供たちに身に付けさせたい竹島に関する知識等
 - ・竹島の概略。
 - ・歴史的事実に照らして、我が国固有の領土であること。
 - ・国際法上、我が国固有の領土であること。
 - ・現在、我が国の主権が侵害されていること。
 - ・我が国や島根県が平和的解決に向けて取り組んでいること。

また、平成27年1月6日付で、島根県教育委員会が各区市町村教育委員会委員長宛に出した文書には、以下の4点に留意し、竹島に関する学習の充実を図るように依頼している²⁰⁾。

- ①日本と韓国の真の友好関係を築くためには、竹島問題の平和的な解決が必要であるとの立場に基づくこと。
- ②我が国が正当に主張している「竹島が歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土である」という立場に基づくこと。
- ③竹島に関する学習を教育課程に直接位置付けるとともに、「竹島の日」にあわせた指導を行う等、竹島に関する学習の機会の充実を努めること。
- ④国、島根県教育委員会が発行した資料・教材を積極的に活用すること。

以上のような取組から、島根県における竹島に関する

指導の方向性は次のようにまとめることができる。

○我が国が主張している正当な立場に基づき、竹島が歴史的にも国際法上も我が国固有の領土であることを子供たちに理解させる指導。

○竹島問題が我が国の主権が侵されている重大な問題であることを認識した上で、平和的な解決に向けた意欲や考えを子供たちが持てるようにする指導。

この「我が国が主張している正当な立場に基づき」という姿勢は、学習指導要領が求めている「領土問題における我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であること」に基づいて指導する方向性とも合致している。このことを言い換えると、竹島問題などの領土問題を扱う際は、日本と相手国との主張を同じレベルで並列的で扱うような「両論併記論」の立場には立たないということの意味している。

2. 領土問題についての先行研究

(1) 先行研究にみられる領土に関する教育の指導の方向性

領土問題を社会科授業でどのように扱うべきかということについては、島根県や国の方針に基づく指導の在り方によらない、様々な研究がこれまで提案されている。なかでも、草原、渡部らによる『“国境・国土・領土”教育の論点・争点 過去に学び、世界に学び、未来を拓く社会科授業の新提案』(2014)²¹⁾には、社会科教育学研究の立場から「領土問題をどのように教えるか」「領土問題を教えることにどのような教育的意味があるか」「実際の授業づくりにはどのような選択肢があるか」等について、これまでの実践や提案された教授書などに基づいて様々な研究が紹介されている。ここで紹介されている領土に関する教育の考え方について、編著者代表の草原は、「国境・国土・領土」を教える際の留意点として次の4点を指摘している²²⁾。

- ①「国境・国土・領土」を直接的に教えようとする場合、それは「問題」として扱うこと。
- ②それを解決しがたい欠陥のある状態(problem)としてではなく、解決の見通しのある見解の相違(issue)として示すこと。
- ③「国境・国土・領土」のこのような論争的な問題を教室で教えるときは、「事実」の意味を組み替えた方がよいこと。「どこが・どこまでが私たちの領土である」——これを事実とするのではなく、「〇〇(政府、団体、個人など)は、どこを・どこまでを領土と主張している」——これを事実とみなす。誰かの主張や遂行を「事実」として扱うことができれば、事実認識の幅は広がり、その評価は子供に委ねることができ、結果的に教師の緊張感も大いに軽減される。
- ④主権者たる国民・市民に求められるのは様々な主張とその根拠を見極め、それらを比較・批評すできる批判的思考力(どの主張が優位か、説得力があるか)と論争の背景やそこに妥協や合意をもたらす方策についての社会諸科学の概念を知っているということ。

この留意点にあるように、この著作で一貫して大切に

されているのは、学習指導要領や鳥根県進めている「我が国が正当に主張している立場」とらわれずに、我が国の主張を相対化してとらえていこうという姿勢である。

このような姿勢を踏まえて取り組まれた研究のうち、3つの研究を取り上げ、竹島などの領土に関する教育の指導の方向性について検討する。

1つ目の研究は、草原らの著書に所収されている後藤の研究である²³⁾。後藤は、小学校社会科における領土問題の授業づくりについての先行実践を概観しながら、そのタイプを事例解説・紹介型、判断正当型、判断保留型の3つに分類した。小学校では北方領土問題についての実践を中心とした分析であるが、同じ領土問題である竹島問題にも応用して考えることができるであろう。以下の3つのタイプは、後藤の論文から引用したものである。

①事例解説・紹介型の授業

教科書の構成と記述をなぞりながら、日本の国土の位置と範囲、全体像を概観させることをねらいとする。北方領土や竹島問題はそのためのエピソードとしての位置づけであり、踏み込んだ議論をしていくことは控える。

②判断正当型の授業

領土問題に対する明確な見方を獲得させ、その問題解決に向けた判断を迫る授業。授業づくりのポイントは、国境や国土の概念を獲得させた上で、日本の領土であることを正しく認識できるようにすることである。ただ領土問題に対する正しい見方を理解させようとする際に、領土問題が争点となる理由や背景の追究が難しくなることや、排他的な感情論に議論が陥ることが懸念されるなどの課題が指摘されている。

③判断保留型の授業

領土問題それ自体の理解や解決よりも、その背後にある複雑に絡み合う相互の国の思惑や国際社会の諸関係など、解決の難しさを教えることを重視する。また判断を保留することによって、継続して問題に注目していく必要性を訴えるタイプの授業である。領土問題解決の難しさには、国際法上の問題に加え、歴史的な問題など、さまざまな論点があり、それを系統的に学習していくことについての課題も指摘されている。

後藤は、これらのタイプごとの特質と課題を見極めることが、授業を開発・実践・改善していく上で重要であると指摘している。この指摘を踏まえて考えると、これからの教授書開発については、ここで指摘された課題をどのように克服していくかが大切であると考えられる。

2つ目の研究は、原田によって示された「領土問題 世界史のなかで考える『領土問題』の授業を構想する」の授業構想である²⁴⁾。ここで構想されている単元全体の流れについて、原田の論文から抜粋すると、次のようになる。

表6 「領土問題 世界史のなかで考える『領土問題』の授業を構想する」の学習の流れ（原田2010）

○パートⅠ（導入） 領土問題とは何か。
○パートⅡ（展開1） 世界や日本にはどのような領土問題があるか。 なぜ領土問題が起きるのか、国と国が領土をめぐる争う理由とは何か。 北方領土問題はどの要因によって起こったのか。 竹島問題はどの要因によって起こったのか。 尖閣諸島問題はどの要因によって起こったのか。
○パートⅢ（展開2） どうしたら領土問題を解決できるのか。「我が国固有の領土」と宣言しているだけでは解決できないとすれば、どうすればよいか。 戦争は解決策になるか。裁判で決着をつけるにはどうしたらよいか。
○パートⅣ（終結） 当事国を話し合いのテーブルにつかせるにはどうすればよいか。

この学習は、世界各地の領土問題についての比較事例を設けた上で、日本の領土問題を取り上げ、相手国の立場も踏まえながら、領土問題の解決について考える学習を提案したものである。

この学習構想について、竹島問題についての認識形成と態度形成の面からの特色は次のようになる。竹島問題の認識形成については、外務省のホームページ資料を参照するとともに、韓国側の主張も並列的に取り上げ、その主張にも耳を傾けながら竹島問題について理解することが意図されている。また態度形成の面では、竹島問題は領土問題の一事例の扱いに留まっており、竹島問題の解決策を考えるとところまでは想定されていない。

3つめの研究は、桑原らによって教授書開発研究として行われた「現代の政策課題について考えさせる歴史授業構成—小単元『竹島問題を考える』の教授書開発を通して—」という教授書開発研究である²⁵⁾。竹島問題の背景について探究し、竹島問題について述べた新聞の社説を批判的に検討し、今後の日韓関係のあり方についての自分なりの意思決定を通して、戦後の日韓関係の歴史に対する見方を形成することをねらいとした学習である。以下は、桑原らの論文から、教授書の単元構成を抜粋したものである。

表7 小単元『竹島問題を考える』の学習の流れ（桑原ら2007）

○第一次 竹島問題とは何か 竹島問題についての事実の概要を、新聞の社説に書かれた事実と主張の分析・検討を通して明らかにする。
○第二次 竹島問題の争点とは何か 竹島の領有権をめぐる日韓の主張の争点を整理して、それぞれの主張を吟味し、なぜ対立が生じているかを明らかにする。
○第三次 竹島問題をどのように解決すればよいか

竹島問題についての、新聞社の異なる主張を対比させ、それぞれの論を比較・検討したうえで、この問題に対する自分なりの考えをもつ。

竹島問題についての認識形成について、本単元で獲得がめざされているのは「竹島の領有権をめぐる日韓の主張の対立についての知識」と「20世紀の日韓関係に対する歴史の見方」である。知識だけでなく、20世紀の日韓関係に対する歴史の見方を取り上げているところに特色があり、日韓関係の現代史学習を進めていく上での重要な視点であると考えられる。態度形成の面については、解決策についての意思決定を行う場面が想定されており、前述した原田の提案よりも一歩踏み込んだ形となっている。ただ、その手法として、新聞各社の異なる主張の比較検討をもとにして考えるという点で、竹島問題についての日本政府の主張を直接的に考えるようには構成されていない。

原田、桑原らの研究事例は、後藤の分類で言えば「判断保留型」の授業になろう。2人の提案の特色は「竹島は日本固有の領土であり、韓国が竹島を不法に占拠している」という政府や学習指導要領の見解を伝授するという点、あるいは問題の解決に向けた態度形成をめざすことから一歩引き下がり、むしろ領土問題を相対化してとらえようとしている点にある。日本国内にも日本の主張を否定している研究者もいる現実の中で、国の主張を一方的に教授するのではなく、国の主張をも問題の対象として捉え、子供たちに公正な判断を保証していこうという姿勢が大切にされている。

このような領土問題の学習についての研究成果を踏まえて、桑原は領土問題の学習の在り方について「領土問題の学習に関しては、特定の主張を押し付けるのではなく子供に多様な見方考え方の育成を保障し、未来に向けてどのように問題を解決していくかを判断させる授業が求められている。」と述べている²⁶⁾。日本と韓国の主張を同列に扱う「両論併記論」の考えが基盤になっており、島根県や学習指導要領が求めている「我が国が正当に主張している立場に基づく指導」からは、一歩距離を置いた考え方であると言える。

(2) 竹島に関する学習の実践研究の検討

前述した桑原らの竹島に関する学習の事例は教授書開発までに留まっており、実際に授業を行ってその結果を考察するところまでは行われていないため、その成果や課題を十分に検討するのが難しい。これについて、草原、渡部らの研究成果を参考にしながら、実際に竹島に関する授業を行い、子供の考えを分析し、考察するところまで行われた研究が紙田によって発表されており²⁷⁾、次にこれを検討する。

紙田の研究は、領土に関する島根県の竹島に関する学習を批判的に検討し、子供たちの主体的な価値判断能力の育成を目指し、第6学年社会科における小単元「竹島問題を考える」の授業を構想し、実践、考察したもので

ある。紙田は、草原による「国境・国土・領土」を教える際の留意点²⁸⁾を踏まえ、島根県の竹島に関する学習についての問題点として、次の3点を指摘している²⁹⁾。

- ①韓国側からすると、とうてい受け入れることのできない日本側の主張を正義とする「竹島学習」は、「解決の見通しのある見解の相違」を示す授業とはなっていない。
- ②「竹島学習」で取り上げられる情報は、日本政府の見解であるにも関わらず事実として扱われている。
- ③「竹島学習」においては、日韓の主張や根拠を十分に分析・批判するものになっていない。そのため、妥協や合意をもたらす方策についての概念を保障するものにはなっていない。

紙田は、島根県が進めてきた竹島学習についてのこのような問題意識に基づき、小学校6年生を対象に次のような学習を構想し、実践した。

表8 小単元「竹島問題を考える」の学習の流れ（紙田2017）

- パート1（導入）領土問題とは何か。
 - ・領土についての概念設定（「領土」についての観点「資源としての領土」「共通の文化・歴史の基盤としての領土」「共通の法・制度の範囲としての領土」）を行い、それらをもとに日本の領土を確定するとともに、なぜ領土問題が生じるのか課題設定をする。
- パート2（探求）なぜ竹島をめぐる争うのか。
 - ・竹島問題の原因として、「水産資源をめぐる争い」「竹島周辺の漁業に関するルールをめぐる争い」「竹島領有の歴史的経緯をめぐる争い」があることを理解する。
 - ・領土問題は、複数国家間で資源や制度、ルールを適用する範囲、民族としてのアイデンティティをめぐる争いであることを認識できるようにする。
- パート3（意思決定）竹島問題はどのように解決できるか。
 - ・日韓両国の竹島領有の主張をまとめ、そこから「絶対に譲ることのできない点」「妥協できる点」を明らかにし、双方が合意できる点を考える。
 - ・領土問題を解決するには、従来の領土（国民国家）の考え方にとらわれず解決策を模索することが必要である。

この学習はパート1において課題設定がなされ、パート2において竹島問題の背景について考察し、パート3において解決に向けた方策を考えるという構成になっている。学習のまとめの部分にあたるパート3の（意思決定）の学習における評価基準A（望ましい記述）の児童の解決策には、次のような記述がみられる³⁰⁾。

- 「私は竹島問題について学習して、最初は韓国がつりのルールを守らなかったり、日本の魚を根こそぎもっていきから悪いと思ってたけど、日本も韓国に対して植民地にして日本語をしゃべれといたり、自分の名前も使うなど言っていたから、韓国も今となっては悪いけど、日本も昔の歴史のなかでひどいことをしてきたので、竹島が韓国にとって戦争のつめあとである、というのはわかるような気がしました。（中略）日本は謝るべきだし、韓国はつりのルールを日本と同じに

して仲良く（竹島を）使えたらいいなと思います。」

- 「韓国は李承晩ラインをひいたけど、その前には韓国は日本に領土をかってにとられ、日本のすきかってにされたから韓国もすごくおこったと思いました。竹島は魚がよくとれる場所です。そこで根こそぎとっていく韓国はいけないと思いました。なので、日本と同じ方法でやってほしいです。（中略）今日ゆずっていいこと、ゆずれないことを考えてそれぞれ1つはあることがわかり、それをもとにきまりを新しくつくって竹島を仲良く使えばいいと思いました。けんかしたときなどは人の意見をしっかりと聞き、解決することが大切だということがわかりました。」

この記述をみると、子供たちは、「1905年の編入の時点で韓国政府は竹島を認識しておらず、日本は国際法上正当に竹島を編入した。」という日本の主張ではなく、韓国を併合する過程において日本が竹島の編入し、韓国から奪ったとする韓国の主張に基づいてこの問題を認識していると思われる。そして領土問題の解決については、漁業問題の解決についての意識が強いように感じられる。

このような子供の記述を分析し、紙田は、研究の成果として次の2点をあげている³¹⁾。

- ①主体的な価値判断の育成をめざした小学校社会科授業の実際について提案したこと。社会的事実や判断を「事実」ではなく、ある立場からの「解釈のひとつ」ととらえ、その解釈の背後にある背景や結果を分析することで、一方的な立場ではなく多様な立場から公正に判断できることが実践の結果明らかになった。
- ②「国民国家」の一員ではなく、国際社会に生きる市民として、論争を分析・吟味する視点を取り入れた領土問題学習を提案した点。領土問題をはじめとする国際紛争問題の解決は、「自国民にとってよりよい解決をめざす」という視点ではなく、「自国民のみならず、紛争に関わるすべての人々にとってよりよい解決をめざす」ものでなければならない。自分たちの利益だけでなく、韓国民の納得をも考慮して解決策を考えるとこの態度を育成した点に意義がある。

この小単元の学習の流れやその内容、子供の記述や研究の成果として紙田によって述べられていることを踏まえて学習の全体像をみると、この実践には次のような特色があると言える。

- 「1905年の島根県の竹島編入は、日本の韓半島侵奪の過程で行われたものであり、竹島はその最初の犠牲の地」という韓国側の主張について、日本側の出張と並列的に取り上げることが強く意識されており、「1905年の編入の時点で韓国政府は竹島を認識しておらず、日本は国際法上正当に竹島を編入した。」という日本の主張についてはほとんど扱われていない。
- 竹島問題について、日本と韓国の漁業に関するルールや水産資源の問題が中心に扱われ、韓国が現在竹島を不法に占拠しているという国家主権の侵害の問題についてはほとんど扱われていない。

- 領土問題が国民国家を前提とした政治的論争であることを踏まえ、解決のために意思決定の際に、「日本国民」「韓国民」の枠組みにのみとられずに考えることが重視されている。一方で、日本国民としてどのように考えるのかは重視されていない。

なお、紙田がこの発表の参考文献としてあげているのは、内藤³²⁾など、日本が竹島の領有権があることに批判的な研究者の著作が中心であり、日本の竹島領有の正当性を主張している研究者³³⁾の著作は見受けられない。1905年の日本への竹島編入の扱いをみると、この実践がむしろ「韓国が主張している立場からの指導」にもみえるのは、本実践の教材研究の影響によるものであると考えられる。

この実践は、草原、渡部らの社会科教育研究者が提唱してきた領土学習の研究の影響を受け、日本が竹島の領有について正当に主張する立場を絶対視しない立場からの指導の典型的な事例であると言える。

3. 竹島に関する指導の方向性について

(1) 紙田の実践研究の成果と課題

以上のように、学習指導要領や島根県などが進めてきた我が国が正当に主張する立場からの指導に対して、多くの社会科教育研究者は、日本の主張を絶対視しない両論併記論の立場を基本としている。論争問題を扱う際に、特定の主張を押し付けるのではなく、問題を多面的多角的に考察し、公正な判断を保証していこうという姿勢は、社会科教育として大切にしなければならない姿勢である。また、平和的な解決に向けて、国際社会に生きる市民としての視点を重視している点も、国際社会の問題を考える上では大切なことであろう。このような姿勢に立つ紙田の実践は、社会科の授業としては大いに評価されるべき実践であるとも言える。

一方で、学習指導要領は我が国の教育課程の基準として法的拘束力があり、行政の一定の指導の下、学校現場においては、日本が正当に主張する立場から学習指導要領の基づいた授業を行うことが求められている。学習指導要領に先行して、領土に関する教育を推進してきた島根県教育委員会の方向性も同じである。

領土に関する教育のこのような状況のなかで、山口は、島根県教育委員会が作成した「領土に関する教育ハンドブック」の書評のなかで、次のように述べている³⁴⁾。

「私は、我が国のかんりの社会科教育研究者、特に大学関係者の領土教育論に対しては疑問をもっていた。一番の疑問は、日本の主張を正しく取り上げていない点である。自国の主張を主観的・感情的に取り上げるだけでなく、相手国の主張も十分に取り上げ、領土問題を客観的に冷静に理解するのが大事であるというような流れの指導、つまり両論併記してどっちもどっちだというような指導に陥っているような例が多い、その理由は、日本の主張の正しさについての十分なる教材研究を行っていないか、あるいは、本当にどっちの主張が正しいのか指導者自身に判断能力がないからであろう。しかしそのよ

うなことが真の理由とは考えにくい。教育観や国家観などの捉え方が背景としてあるように思われる。」

山口は、社会科教育研究者の立場から、これまで社会科教育者、特に大学の関係者の主張してきた両論併記論の立場からの領土教育論に疑問を投げかけている。山口が指摘している「日本の主張を正しく取り上げること」「教育観や国家観の捉え方」などを踏まえて紙田の実践を検討すると、次のような課題があると考えられる。

1点目は、竹島の領有について我が国が正当に主張する立場について十分に指導されていないという点である。竹島が我が国固有の領土であるという根拠の一つは、1905年に我が国が竹島を国際法により正当に編入したということであり、このことについてきちんと認識できるようにすることは、それを正当なものとして指導するにしても、韓国との主張と並列に扱うにしても必要である。ただ並列的に扱うと、山口が指摘しているように、どちらもどっちという指導に陥り、日本が正当に主張している領有の根拠についての認識形成が十分になされないままになってしまうことが懸念される。

2点目は、竹島問題について、漁業や海洋資源の行使ができないという経済的なデメリットを中心に扱い、国家主権が侵害されていることについて十分に指導されていないことである。紙田の実践は対象が6年生であるので、国家主権という概念にまで踏み込めなかったかもしれないが、国家主権が侵害されていることの重大性については、小学校から中学校にかけて段階的に指導していく必要がある。子供の記述にある漁業のルールを統一するということは、領土問題の一つの要素ではあるが、そのことをもって領土問題の根本的な解決にはつながらない。

3点目は、解決に向けて考える際に、国民国家の枠組みを超えて考えることが重視され、国民国家の枠組みのなかで、日本国民としてどう考えるべきかという視点については十分踏まえていない点である。国家及び社会の形成者を育てる公教育において、国家の枠組みを超えた市民や個人からの視点だけでなく、国民国家の枠組みの中で、日本国民としてどう考えるかという「国民」としての視点も同様にもっていなければならない。その視点をもっていないと、国民国家で形成されている現実の世界の中では単なる理想論になりかねない。「新しいルールをつくって、竹島を仲良く使う」ということは、子供の発想としてよく出てくる意見の一つであるが、それもまた現実的ではなく、領土問題の根本的な解決にもつながらない。

(2) 課題に対する今後の指導の方向性

これまでみてきたような我が国の主張を相対的に捉えて指導する立場からの実践研究の課題や、社会科教育研究者による領土教育論に疑問を呈した山口の指摘を踏まえると、今後の現代史学習における竹島に関する学習の教授書開発に向けた指導の方向性として、次の3点に留意する必要があると考える。

1点目は、竹島に関して我が国が正当な立場で主張している内容、すなわち竹島が日本固有の領土であるという根拠について子供たちが認識できるようにすることを、指導の方向性の基本とすることである。それは、韓国の主張を取り上げないということと同義ではない。山口は、「領土に関する教育ハンドブック」(島根県教育委員会)の書評のなかで、前述したようにこれまでの社会科教育研究者による両論併記論型の領土教育に疑問を呈した上で、「本書では、相手国(韓国)の主張を資料に基づいて十分に客観的に考察し、それが如何に事実的に間違った非論理的なものであるのかを明らかにするという学習方法がとられている。ここまで深く追求する指導姿勢こそ領土教育の正しいあり方ではなからうか。」と述べている。このような姿勢に立てば、我が国が正当に主張する立場に立ちながらも、日本の主張と反する韓国の主張も踏まえ、領土問題の背景についての多面的・多角的に認識を保証することにもなる。

2点目については、竹島問題などの領土問題は日本の国家主権が侵害されている問題であり、隠岐の島などの地元の人々を始め、多くの人々が何十年も前から一刻も早い解決を願っている極めて重大な問題であるという基本的な視点を明確にして指導するということである。戦前から漁業を行っていた竹島に近付くことさえできなくなった隠岐の漁民たちや、ソ連の侵攻以来、ふるさとを奪われた状態の北方領土元島民たちにとっては、人権が侵害されている問題でもある。

このような重大な問題であるからこそ、問題の解決に向けて現在も多くの人々が活動している。島根県では、竹島問題について学ぶ講座が一般市民にも公開されており、竹島に関する学習の公開授業に地元の方々が参加されることもめずらしくない。北方領土問題においても、竹島問題以上に全国的な様々な活動が行われている。このような状況を考えたとき、この問題は国家主権が侵害されている重大な問題であること、だからこそ一刻も早い解決を図っていかねばならないという立場に立つことが、公教育の指導者としての基本的な姿勢であると考えられる。

3点目については、国際法に基づいた平和的解決に向けて、国民としての視点、市民や個人としての視点から粘り強く考えけるような子供を育てるということである。竹島問題の平和的な解決の意味について、高井は次の4点を挙げている³⁵⁾。

○いわゆる「両論併記論」の考え方ではないこと。

→韓国の主張を同列に扱わない。

○竹島問題は国際法に基づいて解決すること。

→今日の国際社会において武力行使による解決の選択肢はない。日本は憲法の制約により竹島を武力で取り返すことができない。国連加盟国である以上、紛争の平和的解決は義務。(憲章第2条第3項)

○平和的解決には、島根県民が必要な役割を果たすこと。
→地元民がどのように島とかかわってきたのかが大切。

○竹島問題の解決には時間がかかると覚悟すること。

→領土問題の解決には100年、200年かかることもある。

高井はこの4点について指摘したうえで、問題への対処として、友好関係を維持しながら、常にゆるがないうで主張し続けることが大切であると述べている。平和的な解決に向けて、国民としての視点や島根県民の視点に立って考える際には、高井の指摘にあるように、韓国との友好関係にもしっかりと目を向けながら、我が国の主張に基づいて考えることができるようにすることが大切である。

一方で、紙田の実践にあるように、「国民国家」の枠組みを超えた「市民」や「個人」の視点から平和的解決に向けて考えていくことも大切である。ただ、市民の視点から国家間の問題を考えると、現実の世界と乖離し、実現不可能な理想論に陥りやすい面もある。「市民」や「個人」の視点で考えるならば、国家間の問題としてだけではなく、同じ「市民」や「個人」の立場である若者同士、子供同士の対話の可能性に目を向けることが大切であると考えられる。近年、金の研究のように、日韓の子供同士の対話に着目したすぐれた研究³⁶⁾も発表されている。日韓の子供たち同士で、若者たち同士でどのような対話をしていけばよいのか、日本の子供たちが韓国の子供たちにどのように話をしていけばよいのかということ意識して指導していくことが大切ではないかと考える。

以上の3つの留意点を踏まえ、本研究においてめざす竹島に関する学習の指導の方向性を、「我が国が正当に主張している立場を正しく認識したうえで、韓国の主張も取り上げて領土問題の背景について多面的・多角的に認識できるようにするとともに、韓国との友好関係にも目を向けながら、平和的な解決に向けた韓国の人々との対話の可能性について粘り強く考えていける子供を育てる指導。」とし、今後の実践研究を進めていくこととする。

おわりに

中学校社会科歴史的分野の現代史学習における竹島に関する学習の教授書開発をめざし、2つの目的に向けて研究に取り組んだ。その結果として、中学校社会科現代史学習の必要性や現状の課題から、現代史学習での竹島に関する学習の教授書開発を行う意義を見出すことができた。また、先行研究の課題を検討した上で、竹島などの領土問題を扱う際の指導の方向性を見出すことができた。

今後、本研究で見出した指導の方向性に基づき、研究の過程で検討した現代史学習における竹島に関する学習項目、その背景となる戦後日韓関係についての学習項目をもとに単元全体の知識の構造化を図り、具体的な実践を視野に入れた現代史学習の教授書を開発していくことになる。本研究で見出した指導の方向性が適切なものであるかどうかについては、開発した教授書に基づく実践

及び考察を通して、さらに検討を続けていきたい。

註

1) 正式名は「竹島の日を定める条例」。平成17(2005)年3月16日に島根県議会において可決され、同年3月25日に島根県条例第36号として公布された。条例は以下の3条からなる。

(趣旨)

第1条 県民、市町村及び県が一体となって、竹島の領有権の早期確立を目指した運動を推進し、竹島問題についての国民世論の啓発を図るため、竹島の日を定める。

(竹島の日)

第2条 竹島の日は、2月22日とする。

(県の責務)

第3条 県は、竹島の日趣旨にふさわしい取組を推進するため、必要な施策を講ずるよう勤めるものとする。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

2) 以下の資料が作成された。

- ・『竹島学習副教材DVD』(平成21年5月)
- ・『竹島学習リーフレット「竹島～日本の領土であることを学ぶ」』(平成24年2月)
- ・『ふるさと読本「もっと知りたいしまねの歴史」』(平成24年11月)

資料の概要については、本稿p.8に記載。

3) 第3期竹島問題研究会の佐々木茂副座長の監修により作成された。資料の概要については、本稿p.4に記載。

4) 平成25年2月、内閣官房に領土・主権対策企画調整室が設置され、平成26年度から領土・主権対策企画調整室が主催する「領土・主権に関する教員等セミナー」が全国の指導主事等を対象に毎年開催されている。島根県では、本セミナーの第1回目から第3回目の開催地として、全国の指導主事等を対象に、竹島問題や竹島に関する学習についての研修が行われた。

5) 文部科学省告示第94号「平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件」(2017年7月7日)。

6) 県教育委員会では、平成21年度以降、県内の小中学校、高等学校、特別支援学校を対象に「竹島に関する学習状況調査」を実施している。

7) 草原・渡部らの次の編著書には、このような立場からの研究成果が紹介されている。

草原和博、渡部竜也『“国境・国土・領土”教育の論点争点 過去に学び、世界に学び、未来を拓く社会科授業の新提案』明治図書、2014年。

8) 『中学校学習指導要領』(2017年3月31日告示)における位置付けは以下の通りである。

中学校学習指導要領第2章各教科第2節社会第2各分野の目標及び内容〔歴史的分野〕2内容C近現代の日本と世界 (2) 現代の日本と世界

- なお、『中学校学習指導要領解説社会編』（2017年6月）では、この中項目について「この中項目では、第二次世界大戦後から20世紀末ごろまでの歴史を扱い、我が国の現代の特色を、世界の動きとの関連を踏まえて課題を追究したり解決したりする活動を通して学習することをねらいとしている。」としている。
- 9) 文部科学省『小学校学習指導要領解説社会編』2017年6月、pp.77.
文部科学省『中学校学習指導要領解説社会編』2017年6月、pp.40-41、pp.106-107、pp.151-152.
- 10) 文部科学省『中学校学習指導要領解説社会編』2017年6月、pp.114.
- 11) 第3期竹島問題研究会『竹島問題100問100答』ワック株式会社、2014年2月、pp.74.
- 12) 外務省報道発表「北方四島周辺水域における日本漁船の銃撃・拿捕事件」2006年8月16日より
日本漁船第31吉進丸が、歯舞群島に属する貝殻島付近においてロシア側警備艇の銃撃を受けて拿捕され、乗組員1名が死亡した。
- 13) 学習内容の検討と調査項目の作成については、以下を参照した。
・ 帝国書院教科書『社会科 中学生の歴史』2015年。
・ 東京書籍教科書『新編新しい社会 歴史』2015年。
・ 新学社『歴史資料集』2017年。
・ 文部科学省『中学校学習指導要領解説 社会編』日本文教出版、2008年。
・ 吉澤文寿『日韓会談1965 戦後日韓関係の原点を検証する』高文研、2015年。
・ 島根県教育委員会『領土に関する教育ハンドブック』2015年。
・ 島根県/島根県教育委員会/竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議『竹島学習リーフレット 竹島～日本の領土であることを学ぶ～』2016年。
- 14) 知識の分類については、以下の資料に基づいた。
・ 島根県社会科教育研究会中学校部「未来を拓く社会科学習～深い学びを実現する思考力・判断力の育成～」『第50回記念大会全国中学校社会科教育研究大会大会紀要』pp.14-20、2017年。
・ 加藤寿朗・梅津正美「中学生の社会的思考力・判断力の発達に関する縦断的調査研究—歴史的分野の調査を中心として」日本教科教育学会編『日本教科教育学会誌』第38巻第3号、2015年、pp.35-47。
・ 同上「中学生の社会的思考力・判断力の発達に関する横断的調査研究—歴史的分野の調査を中心として—」全国社会科教育学会編『社会科教育論叢』第49集、2015年、pp.75-84。
- 15) 文部科学省『中学校学習指導要領解説社会編』2008年、pp.87-88.
- 16) 註2を参照のこと。資料の概要については本稿p.8に記載。
- 17) 常角 敏「小・中学生にこう教えています竹島問題」島根県総務部総務課主催 第3回竹島問題を学ぶ講座講義資料、2008年8月
この講義で常角は、「竹島については、日本国島根県五箇村の領土として扱うも、教材の掘り起こしと教材化は進めてこず、各人に任されていた」と述べている。
- 18) 平成18年度版の内容構成は以下の通り。
第1章 隠岐の地誌
(この一節に「隠岐と竹島・鬱陵島」を記載)
第2章 隠岐の自然
第3章 隠岐の歴史
第4章
平成25年度に改訂版が出され、竹島については新しい章を起こし、内容の充実が図られた。平成25年度版の内容構成は以下の通り。
第1章 隠岐の地誌
第2章 隠岐の歴史
第3章 わたしたちの竹島
第4章 隠岐の自然
第5章 隠岐の伝統文化
第6章 隠岐世界ジオパークの魅力
- 19) 島根県教育委員会『領土に関する教育ハンドブック』2015年3月、pp.21.
- 20) 同上、pp.21.
- 21) 本著については註7を参照。
- 22) 草原・渡部前掲書、pp.19.
- 23) 草原・渡部前掲書、pp.132-139.
- 24) 原田智仁「領土問題 世界史のなかで考える『領土問題』の授業を構想する」『教育科学社会科研究』611、明治図書、2010年、pp.112-115.
- 25) 桑原敏典・高橋俊・藤原聖司・山中誠史「現代の政策課題について考えさせる歴史授業構成—小単元『竹島問題を考える』の教授書開発を通して—」『岡山大学教育学部研究集録』第135号、2007年、pp.37-50.
- 26) 桑原敏典・横川和成・井上昌善「政策選択学習の原理に基づく領土問題の単元開発—中学校社会科小単元『領土問題から日本の外交を考える』の開発を通して—」『岡山大学大学院教育学研究科研究集録』第158号、2015年、pp.71-79.
- 27) 紙田路子「主体的な価値判断能力の育成を目指す社会科授業の授業設計—第6学年単元『竹島問題を考える』を事例として—」第66回全国社会科教育学会研究大会発表資料、2017年。
- 28) 註2) 参照。
- 29) 紙田前掲発表資料、p.3.
- 30) 紙田前掲発表資料、p.21.
- 31) 紙田前掲発表資料、p.23.
- 32) 内藤正中は、竹島が日本の固有の領土であるという政府見解を批判する立場から多くの著作を著している。紙田が参考文献としてあげている内藤の著作は次のとおり。

- 内藤正中・金 柄烈『史的検証—竹島・独島』岩波書店、2007年。
- 内藤正中・朴 炳涉『竹島=独島論争—歴史資料から考える』新幹社、2007年。
- 33) 下條正男 (拓殖大学)、塚本孝 (東海大学)、中野徹也 (関西大学)、藤井賢二 (日本安全保障戦略研究所) らは、竹島が日本の固有の領土である根拠について多くの著作や論文を著している。
- 34) 山口幸男 「島根県教育委員会『領土に関する教育ハンドブック』書評」、『群馬社会科教育研究』第6号、2018、pp.45-46。
- 35) 高井 晋 「竹島問題の平和的解決に向けて」島根県総務部総務課主催 第3回竹島問題を学ぶ講座講義資料、2017年9月。
- 36) 金 鍾成『『対話型』国際理解教育への試み—日韓の子どもを主体とした『よりよい教科書づくり』実践を事例に—』全国社会科教育学会『社会科研究』第84号、2016年、pp.49-60。
- (11) 山口幸男「島根県教育委員会『領土に関する教育ハンドブック』書評」、『群馬社会科教育研究』第6号、2018、pp.45-46。

【引用文献】

- (1) 紙田路子「主体的な価値判断能力の育成を目指す社会科授業の授業設計—第6学年単元『竹島問題を考える』を事例として—」第66回全国社会科教育学会研究大会発表資料、2017年。
- (2) 草原和博、渡部竜也『“国境・国土・領土 “教育の論点争点 過去に学び、世界に学び、未来を拓く社会科授業の新提案”』明治図書、2014年、pp.19、pp.132-139。
- (3) 桑原敏典・高橋俊・藤原聖司・山中誠史「現代の政策課題について考えさせる歴史授業構成—小単元『竹島問題を考える』の教授書開発を通して—」『岡山大学教育学部研究集録』第135号、2007年、pp.37-50。
- (4) 桑原敏典・横川和成・井上昌善「政策選択学習の原理に基づく領土問題の単元開発—中学校社会科小単元『領土問題から日本の外交を考える』の開発を通して—」『岡山大学大学院教育学研究科研究集録』第158号、2015年、pp.71-79。
- (5) 島根県教育委員会『領土に関する教育ハンドブック』2015年、pp.21。
- (6) 高井 晋 「竹島問題の平和的解決に向けて」島根県総務部総務課主催 第3回竹島問題を学ぶ講座講義資料、2017年9月。
- (7) 原田智仁「領土問題 世界史のなかで考える『領土問題』の授業を構想する」『教育科学社会科研究』611、明治図書、2010年、pp.112-115。
- (8) 文部科学省『小学校学習指導要領解説社会編』2017年、pp.77。
- (9) 文部科学省『中学校学習指導要領解説社会編』2008年、pp.87-88。
- (10) 文部科学省『中学校学習指導要領解説社会編』2017年、pp.40-41、pp.106-107、pp.151-152。